

○内閣府告示第五百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年十一月十一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 村上市
- 二 構造改革特別区域の名称 魅力ある山北町再生特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 村上市の区域の一部（旧山北町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第五百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年十一月十一日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 村上市
- 二 構造改革特別区域の名称 朝日村活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 村上市の区域の一部（旧朝日村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）